



様式第8（第5条関係）

事業報告書等提出書

令和 3年 6月 21日

愛知県知事殿

主たる事務所所在地 愛知県あま市七宝町桂親田2027番地
株式会社タケダ内

名 称 特定非営利活動法人 日本ミャンマー豊友会

代表者氏名 近藤 秀二

担当者氏名 水城会計事務所 西山

電話番号 073-428-8151

前事業年度（令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書又は収支計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員名簿

※ 提出部数 各2部



事業報告書、活動計算書（又は収支計算書）、貸借対照表、財産目録は、あいちNPO交流プラザのホームページにて一般に公開されます。個人情報の記載等にご注意ください。

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 年間役員名簿は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。
 - 3 社員名簿は、前事業年度の末日における社員のうち、10名以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面をいう。



NPO 法人 日本ミャンマー豊友会

第 12 回通常社員総会

1. 日時：令和 3 年 5 月 23 日（日） 午前 10 時～
開催方法：ZOOM にて開催（後日、URL をご連絡いたします。）
2. 会議の目的及び審議事項
 - 1号議案 令和2年度事業報告承認の件
 - 2号議案 令和2年度収支決算承認の件
監査報告（原 監事） 監査報告
 - 3号議案 令和3年度事業計画(案)承認の件
 - 4号議案 令和3年度収支予算(案)承認の件
 - 5号議案 特定資産（職業訓練等）追加の件
 - 6号議案 役員改選の件

以上



令和2年度（第12期）事業報告書
令和3年度（第13期）事業計画書（案）

令和3年5月23日
第12回通常社員総会



設立趣旨書

この法人は、「日本とミャンマーの子供たちの未来のために」を活動理念に掲げ、子供たちが共生共存できる、豊かで平和な世界の実現を目指し13年前に設立されました。

現在の日本の子供たちが、夢と希望をなくし、閉鎖状況の中で個人主義に走る現状を憂い、ミャンマーの子供たちを通して、心の豊かさとは何かを考えてゆきます。またミャンマーの子供たちには、勤勉に努力して技術や心を磨いてゆく日本人の古来のものの考え方を伝えてゆきます。両者の交流を通じて、人間ひとりひとりの幸せを大切に考えて行動できる、品性豊かな国際人創りを支援してゆきます。

令和3年5月23日

認定 NPO 法人 日本ミャンマー豊友会

設立代表者 近藤 秀二



令和2年度事業活動報告

令和2年度事業を終わるにあたって

先期はコロナ禍や、クーデターの勃発等で、現地訪問はできず、新たに雇用した現地の事務局員の ZawMin さんと ZOOM 会議を通じて懸念事項でありました PAO (Parami) 職業訓練所寄宿棟の建設支援と村の保育所を一棟寄贈いたしました。

1. 子供の健全育成をはかる事業

①保育園建設支援

2020年11月 シャン州 Ngo Hla 村 保育園1棟

ドナー 三谷原理事をはじめとした高校生によるクラウドファンディング

対象園児数 100人 建設支援費用 12,700,000kyat (100万円)

②保育園メンテナンス調査

今期はシャン州の PAO 民族自治区に保育園の建設寄贈支援活動を始めて11年になるので、支援が適切であったか？修理箇所が発生していないか？保育円運営上必要なものがないか？等の調査旅行を、和田理事と ZamMin 氏、現地 NGO の会長さんと担当4人で実施しました。その結果、多くの保育園で、開園当初に寄贈したピアノが壊れ使い物になっていないので、新

しいものが必要とのことでありました。又園庭に遊具が欲しいというような要望などが出された。要望のあった三園で修理や園庭の遊具の設置を完了しました。いずれも開園時にご寄付をいただいた方々をお願いをして、再度メンテナンス費用のご負担をしていただきました。ピアノについては次回訪問時に持ってゆくつもりにしております。

なお先期創作紙芝居「ポリアンナ」を日緬両国語で制作し、保育園に配布しました。

③そろばん授業の進展チェック。

一昨年、開園した保育園に隣接の小学校の先生方にそろばんを紹介し、用具一式を寄贈しました。その進捗状況をチェックするためと特別授業を行うために、インドへのビジネス旅行の途中に、タマイエデュケーションの社員さんたち5名が立ち寄り、先生方に補修授業をしていただきました。

④奨学金支援

① トンテ孤児院 日本語教育のための講師派遣。コロナのためいったん中断いたしました。

② トンテ孤児院 大学生のための「あしながおじさん」タイプの給付型奨学金支援

トンテの通信大学生9人27万円（1年間3万円、4年制12万円：今季0人）の給付となります。又、今期の新入学生は9月に報告が来ます。先般の豊友会の皆様には36万円のご浄財をご寄附いただきました。今後はできるだけ写真や将来の希望を観ながら会員の皆様に決めていただき大学の学費をもっぱらとし、4年12万円のご寄付をお願いしてまいりたいと存じます。ただし孤児院の生徒の、日本語4級進級テスト（N4）の試験代と交通費は制度化してゆくつもりです。2級までは無料で教えてください。日本語学校があるので、会員の皆様の採用の為にも有用ではないかと考える次第です。

③ PAO族3高校区における返済型奨学金

一校区100万円の基金で、事業が回っておりますが、次回訪問時に再度監査させていただきます。どうかと考えております。

2. PAO職業訓練所の支援活動

一昨年11月のスタディーツアーの帰途、PAO少数民族区のNPO組織パラミの建設途中の研修棟施設を見学し、その志と今後の運営方針をお聞きしてまいりました。私どもも異業種交流会を母体として出発しておりますので、その趣旨に賛同し、昨年度は寄宿棟の建設にODA予算を獲得して、支援させていただくつもりで、申請書を書きましたが、外務省のスキームと会わず、私どもの別途積立金を取り崩して送金をいたしました。しかしコロナやクーデター等予想外のことがおきて、工事中断のやむなきに至っております。現在4階の天井を張るだけという段階に至っています。今後の支援方法は今期の方針に提案させていただきます。厨房・食堂棟も出来上がっておりますので、今月中には工事は一旦完了すると思われれます。授業は日本語のオンライン授業だけは23名の生徒さんで3月中旬の出発いたしました。現在中断中です。

3. インレイ湖畔環境保全事業

インレイ湖東岸 Maing Thauk 村にてゴミ焼却炉稼働率向上の指導及びゴミ分別教育の実施
インレイ湖畔で展開していたゴミ拾い活動の支援から始まった環境美化活動、教育は40か所の

ゴミ箱の設置から、りそな財団の支援をいただきながらの焼却炉設置それに伴うゴミの分別収集資料等の提供を続けてまいりましたが、村人の分別作業の混乱が尾を引いており、再構築が必要な状況です。重油代やボランティアの方に若干の手当等を予備費から支出しました。

4. 国際交流支援事業(視覚障害者支援事業)

2020年度はコロナ感染症の影響により2020年4月30日に、ミャンマー政府より閉店命令が発出されました。その後政府への開業嘆願書を作成し、提出しましたが、開業の許可は出ませんでした(2021年5月1日:地域事務所(閉鎖中)責任者に電話にて開業許可受理)。

視覚障害者の収入が途絶える中、住宅の手当てを行うとともに往診希望者への対応とマッサージボランティアの実施を行いました。

住宅代:1か月60万チャット(1階施術室・2階宿舍)

食事代:往診代と視覚障害者への支援で対応

2020年度の主な活動は

- ①日本式マッサージのマニュアル作り
- ②マニュアルを基に指導者の育成
- ③医療従事者へのマッサージボランティアの実施

2020年12月19日から感染症専門病院であるウェーバーギー病院 Wai Ba Gi Specialty Hospital (Infectious Diseases) May Darwi Rd., Corner of Dhama Thukha St., Wai Bar Gi Ward (8), North Okkalapa, Yangon, Myanmar.でボランティアを実施しました。

COVID-19の治療で疲れをためていらっしゃる医療スタッフに無料でマッサージを致しました。

世界的にCOVID-19が広がり、多くの国で医療従事者に様々なストレスがかかっています。

ミャンマーでCOVID-19が見つかったから長い月日が経ち、あと何ヶ月苦しい状況が続くかわからないのが、医療スタッフに更なる不安を募らせることでしょう。

適切な休養無しに、長期間心身にストレスを与え続けて疲労を蓄積すれば、様々な病気を引き起こします。マッサージは感染症自体にはあまり期待できませんが、心身の疲労に対しては効果的であり、また、応援している人がいると言うだけで心がいくらか安らぐことと思います。

これまでに8回を終えて、延べ88名のマッサージをしました。

喜んで頂いていることに、こちら喜びを感じております。

日本人医師、ミャンマー人医師の確認、指導を得て、感染しない、感染させないように気をつけながらマッサージをしました。

風通しの良い広い場所で、密閉と密集については十分に対策を講じて実施しました。

今後も、気を付けて、過度に恐れず、大きなやりがいを感じて、自らの意思でマッサージに行っておりますので、見守っていただけたらと思います。しかしながら現在はクーデター発生の為、中止をしています。

訪問日	参加人数	訪問日	参加人数
2020年12月19日	14名	2021年1月12日	3名
2020年12月22日	10名	2021年1月20日	15名
2020年12月25日	5名	2021年1月27日	14名
2020年12月30日	13名	2021年2月3日	クーデターの為キャンセル
2021年1月6日	14名	合計	88名

令和2年度総会/理事会開催報告

2年度 総会・理事会の開催 議事録

	日程	参加 人数	場所	目的	議案
1	2020/5/18	9	ZOOM 会議	理事会	1.年会費の変更について 2.特定資産(積立)について
2	2020/6/4	8	ZOOM 会議	総会	1. 令和元年度事業報告承認 2. 令和2年度事業計画案 承認 3. 特定資産(積立)について 4. 理事1名追加(三谷原新理事)
3	2020/9/11	8	ZOOM 会議	理事会	1. パオの職業訓練所の宿泊施設の建設 2. 現地職員の採用と給金
4	2020/10/23	7	ZOOM 会議	理事会	1.パオの職業訓練所の宿泊施設建設 状況について 2.専従事務局員 Zawmin さんへの要望
5	2020/12/24	7	ZOOM 会議	理事会	1. パオの職業訓練所の講義について 2. 既設保育園の修繕報告

特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人 日本ミャンマー豊友会

[税込] (単位: 円)

令和 3年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受金	5,000
現 金	226,496	流動負債 計	5,000
普通 預金	4,558,566	負債の部合計	5,000
現金・預金 計	4,785,062	正 味 財 産 の 部	
流動資産合計	4,785,062	【正味財産】	
【固定資産】		正味 財産	10,193,157
特定資産	5,413,095	(うち当期正味財産増加額)	△ 3,396,411
固定資産合計	5,413,095	正味財産 計	10,193,157
		正味財産の部合計	10,193,157
資産の部合計	10,198,157	負債・正味財産の部合計	10,198,157



特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人 日本ミャンマー豊友会

[税込] (単位: 円)

令和 3年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金		226,496	
現金			
現地 (円)	0		
現地 (チャット円換算額)	429550 チャット	33,128	
本部小口現金 (円)	183,120		
本部小口現金2 (円)	0		
本部小口現金 (ドル円換算額)	93 ドル	10,248	
普通 預金		4,558,566	
いちい信金	2,359,968		
ゆうちょ銀行	178,863		
郵便局 振替口座	958,333		
三菱UFJ銀行 中村公園前支	1,061,402		
現金・預金 計		4,785,062	
流動資産合計			4,785,062

【固定資産】

特定 資産		5,413,095	
いちい信金	4,413,095		
郵便局 振替口座	1,000,000		
三菱UFJ銀行 中村公園前支	0		
固定資産合計			5,413,095
資産の部 合計			10,198,157

《負債の部》

【流動負債】

前受金		5,000	
梶谷 高美	5,000		
流動負債 合計			5,000
負債の部 合計			5,000

正味財産 10,193,157



特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人 日本ミャンマー豊友会

[税込] (単位: 円)

自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

正会員会費収入	530,000	
賛助会員会費収入	0	
寄付金収入	6,172,956	
受取利息収入	103	
雑収入	860,000	
経常収入 計		7,563,059

【事業費】

地球環境保全事業	0	
子供達の健全育成支援事業	9,165,162	
国際協力支援事業	1,500,000	
事業費 計		10,665,162

【管理費】

広告宣伝費	252,000	
通信費	15,478	
事務費	11,798	
雑 費	15,523	
管理費 計		294,799
経常支出計		10,959,961
経常収支差額		△ 3,396,902

[その他資金収支の部]

【その他資金収入】

為替差益	491	
その他資金収入 計		491

【その他資金支出】

為替差益	0	
その他資金支出 計		0
当期収支差額		△ 3,396,411
前期繰越収支差額		13,589,568
次期繰越収支差額		10,193,157

財務諸表の注記

(注) 使途等が誓約された寄付等の内訳

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
国際協力のための事業	1,210,799	1,600,000	1,500,000	1,310,799	
子供たちの健全育成支援事業	985,515	1,940,990	1,971,233	955,272	保育園等のための資金
子供たちの健全育成支援事業	8,154,800	4,000,000	6,741,705	5,413,095	特定資産
環境保全を図る事業	335,391	0	0	335,391	
合計	10,686,505	7,540,990	10,212,938	8,014,557	

1. 命を救う医療、救援資金の提供

今期になってすぐの4月2日から救援資金の募金を始めました。理事さんが各個人の友人にメールを送ってアピールするという手作り運動です。4月末で合計120万円近くの募金が集まり、ミャンマーの個人や組織に半額の60万近くを送る予定になっております。現地では海外からの送金がチェックされているかもしれないのと、引き出しが一度に200,000チャット（約15,000円）ほどしかできないため、最初は用心深く実施しているためです。また本来「政治的な事柄」については「中立」であったため、組織的承認を得る前に3か所に個人的人脈を使って緊急に寄金を寄せてみました。受取先が確実に信用できると確信できたからです。しかし理事会に諮って了解を得ましたので、寄付者にも節税面のメリットがありますから、長期的に継続的に今期のメイン事業として取り組んでゆきたいと思います。

2. 保育園建設支援。

2018年の新入生からミャンマーの教育制度が新しくなり、主要4科目+音楽体育図工が加わりました。JICAを通して日本の文部省の日本型教育制度が導入されたわけです。したがって幼稚園もプレスクールとして位置づけられ、40坪ほどの大型化が一般的になりつつあります。保育園、幼稚園の寄贈がみなさんに大変わかりやすく、引き続きこの路線を維持したいと考えておりますが、今期は世界中の国々が新型コロナウイルスに汚染され、またクーデターで身動きが取れず、活動時間が制約されてきます。したがって実際的には昨季の調査の基づく、二番手候補の保育園を高校生主導のクラウドファンディングで支援をしたいと考えております。また開園時に贈呈したピアノや紙芝居の追加等ソフトの提供が待たれています。

3. 奨学金貸し付け及び給付型奨学金

給付型に転換するに際し、財源が問題であることは一目瞭然です。ひとりの支給者と一人の受給者をマッチングさせ、「あしながおじさん」として末永く支援して下さる仕組みにしてゆきたいと存じます。トンテ孤児院のケースをモデルとして、ルールも準じてゆきます。

4. 居住区の環境美化活動支援

ゴミ拾い活動の支援から始まったマインタック村の環境美化活動については、皆様もご存知のようにゴミ箱の設置から小型の焼成機の寄贈、試運転から二人の常雇も含めてテイクオフしたかのように見えました。ゴミの分別収集という点で村人の方々は慣れないために、様々な問題が発生し現在では、仕切り直しであります。できれば村落共同体のごみ処理のモデルとして実稼動にこぎつけていきたいものだと思っております。ゴミの仕分けで問題になっているところをもう一度整理し、今年度は仮予算として12万円計上（重油代、バイト代）予定です。

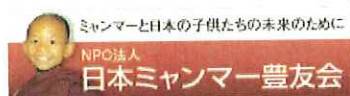
5. 視覚障がい者支援活動

先期はコロナ問題でセミナーは残念ながら中止いたしました。今期は視覚障害者の全国セミナー（ヤンゴン、ザガイン）の開催を予定いたします。コロナ禍で医療マッサージのマニュアルづくり、ミャンマー人の指導者育成を実施してきました。今後はミャンマー人による人材育成が定着するように考慮し

つつ視覚障害者の質の高い医療マッサージを習得するためとマナーを身につけることを目標としてゆきます。

6. 職業訓練所の寄付講座について

当初予定では日本語、日本式介護講座、ミシン洋裁講座、機械機器修理講座、電気溶接講座等を日本人講師の下、必要経費を負担して開設する予定でした。このうち日本語講座はオンライン ZOOM 講座で始まったのですが、ネット遮断により現在中断しております。5 月下旬に再開を予定しております。介護、洋裁も講師陣を固めていたところですが、現在のミャンマー側の状況下では、講師の皆さんの安全等で進展は望めません。



令和3年度事業活動 収支計画

収入の部

前年度繰越金（積立金含む）	1019 万円
会費収入	70 万円
寄付金	480 万円

小計 1569 万円

支出の部

救援資金	500 万円
職業訓練所講座開設支援金	100 万円
新設保育園建設支援金	100 万円
幼稚園保育園改修支援金	30 万円
幼稚園保育園ソフト強化支援	70 万円
給付型新奨学金基金	50 万円
視覚障害者の自立支援事業	150 万円
環境美化活動支援金	20 万円
国内事業(写真展、講演会等)	50 万円
人件費（現地駐在員の給与）	48 万円
WEB 通信費及び管理費	12 万円
予備費	50 万円
雑費	50 万円
次年度繰越金	339 万円

小計 1569 万円



主たる事務所

〒497-0004 愛知県あま市七宝町桂親田 2027(株式会社タケダ内)

TEL052-443-9907 FAX: 052-444-2227

ヤンゴン事務所

NGO 代表 NI HTWE

No.35/A,Boe Yar Zar Street Kyakkone Yankin Township Yangon Myanmar

決 算 報 告 書

第 12 期

自 令和2年 4月 1日

至 令和3年 3月31日

特定非営利活動法人 日本ミャンマー豊友会

愛知県あま市七宝町桂親田2027番地
株式会社タケダ内

特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人 日本ミャンマー豊友会

[税込] (単位：円)

令和 3年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債・正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受金	5,000
現 金	226,496	流動負債 計	5,000
普通 預金	4,558,566	負債の部合計	5,000
現金・預金 計	4,785,062	正 味 財 産 の 部	
流動資産合計	4,785,062	【正味財産】	
【固定資産】		正味 財産	10,193,157
特定資産	5,413,095	(うち当期正味財産増加額)	△ 3,396,411
固定資産合計	5,413,095	正味財産 計	10,193,157
		正味財産の部合計	10,193,157
資産の部合計	10,198,157	負債・正味財産の部合計	10,198,157

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人 日本ミャンマー豊友会

[税込] (単位：円)

令和 3年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金		226,496	
現 地 (円)	0		
現 地 (チャット円換算額)	429550 チャット	33,128	
本部小口現金 (円)		183,120	
本部小口現金2 (円)	0		
本部小口現金 (ドル円換算額)	93 ドル	10,248	
普通 預金		4,558,566	
いちい信金	2,359,968		
ゆうちょ銀行	178,863		
郵便局 振替口座	958,333		
三菱UFJ銀行 中村公園前支	1,061,402		
現金・預金 計		4,785,062	
流動資産合計			4,785,062

【固定資産】

特定 資産		5,413,095	
いちい信金	4,413,095		
郵便局 振替口座	1,000,000		
三菱UFJ銀行 中村公園前支	0		
固定資産合計			5,413,095
資産の部 合計			10,198,157

《負債の部》

【流動負債】

前受金		5,000	
梶谷 高美	5,000		
流動負債 合計			5,000
負債の部 合計			5,000

正味財産			10,193,157
------	--	--	------------

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人 日本ミャンマー豊友会

[税込] (単位: 円)

自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

正会員会費収入	530,000	
賛助会員会費収入	0	
寄付金収入	6,172,956	
受取利息収入	103	
雑収入	860,000	
経常収入 計		7,563,059

【事業費】

地球環境保全事業	0	
子供達の健全育成支援事業	9,165,162	
国際協力支援事業	1,500,000	
事業費 計		10,665,162

【管理費】

広告宣伝費	252,000	
通信費	15,478	
事務費	11,798	
雑 費	15,523	
管理費 計		294,799

経常支出計 10,959,961

経常収支差額 △ 3,396,902

[その他資金収支の部]

【その他資金収入】

為替差益	491	
その他資金収入 計		491

【その他資金支出】

為替差益	0	
その他資金支出 計		0

当期収支差額 △ 3,396,411

前期繰越収支差額 13,589,568

次期繰越収支差額 10,193,157

財務諸表の注記

(注) 使途等が誓約された寄付等の内訳

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
国際協力のための事業	1,210,799	1,600,000	1,500,000	1,310,799	
子供たちの健全育成支援事業	985,515	1,940,990	1,971,233	955,272	保育園等のための資金
子供たちの健全育成支援事業	8,154,800	4,000,000	6,741,705	5,413,095	特定資産
環境保全を図る事業	335,391	0	0	335,391	
合計	10,686,505	7,540,990	10,212,938	8,014,557	

特定非営利活動法人 日本ミャンマー豊友会

前年（度）において役員であったことがある全員の名簿及びそのうち前年（度）において報酬を受けたことがある全員の名簿

平成 2年 4月 1日 から 令和 3年 3月 31日

役 名	氏 名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた 期 間
理事長	近藤 秀二	京都府京都市山科区竹鼻竹ノ街道町63番地45	平成2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	なし
理事	山田 寛彦	岐阜県可児市下恵土1670番地3	平成2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	なし
理事	水谷 緑	愛知県あま市七宝町遠島十坪76番地	平成2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	なし
理事	和田 政実	和歌山県紀の川市南中378番地 1	平成2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	なし
理事	両角 容一郎	愛知県北名古屋市中之郷栗島79番地 1	平成2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	なし
理事	倉内 博茂	愛知県名古屋市西区押切二丁目1番27号	平成2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	なし
理事	岩田 竜司	愛知県名古屋市港区新茶屋一丁目1404番地	平成2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	なし
理事	田畑 孝芳	和歌山市吹上4丁目3番26号	平成2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	なし
理事	平井 健司	岐阜県岐阜市水海道2丁目21番3号	平成2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	なし
理事	三谷原 恒良	岡山県倉敷市堀南757番地16	平成2年6月4日 ～ 令和3年3月31日	なし
監事	原 芳伸	愛知県刈谷市一里山町家下14番地1	平成2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	なし

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。
- 2 「役名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 3 「氏名」欄には、氏名とフリガナを記載する。
- 4 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載する。
- 5 「就任期間」欄には、左に記載された役員全員について記載する。
- 6 「報酬を受けた期間」欄には、左に記載された役員のうち、報酬が受けたことがある役員について記載する。報酬を受けていない場合は「なし」と記載する。

特定非営利活動法人日本ミャンマー豊友会 社員名簿

令和 3年 3月 31日現在

氏名	住所又は居所
村上 恒夫	和歌山市紀三井寺849-3
杉山 交世	愛知県名古屋市緑区大高町字巳新田 9 6 番地
長谷川 和夫	名古屋市瑞穂区大喜町三丁目5番地
清宮 久美子	埼玉県さいたま市桜区上大久保 7 2 0 - 2
澤田 治	愛知県半田市幸町 1 丁目30番地
今井 勝彦	愛知県名古屋市北区金城2-5-11
岡村 勝	大阪市淀川区西中島6丁目6-6 N L C 新大阪 1 1 号 1 9 番地
松田 憲明	神奈川県藤沢市大庭 5 5 6 3 - 8
岡田 芳郎	東京都港区芝浦 3 - 1 4 - 1 8
辻 博之	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋12階

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 社員のうち 1 0 人以上の者について記載する。



様式第21 (第18条関係)

認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

令和3年 6月21日 愛知県知事殿	主たる事務所の所在地	〒497-0004 愛知県あま市七宝町桂親田2027番地 株式会社タケダ内 電 話 (052) 443 - 9907 FAX (052) 449 - 2227	
	従たる事務所の所在地	〒 電 話 () - FAX () -	
	(フリガナ)	トケイエイリカクトウホウジシ ヌホノミヤノマホウユウカイ	
	法人名	特定非営利活動法人日本ミャンマー豊友会	
	(フリガナ)	コンドウ ヒゲジ	
	代表者の氏名	近藤 秀二	
	認定(特例認定)の有効期間	事業年度	
	自 平成30年 3月 6日 至 令和5年 3月 5日	自 令和2年 4月 1日 至 令和3年 3月 31日	

特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	✓
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)	✓	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	✓
		⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	✓
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	✓	(3) 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	✓
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項	✓		
③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	✓		
④ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	✓		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程

当法人は、役員への報酬は存在しません。したがって、役員報酬の支給に関する規定は存在しません。

法人名	特定非営利活動法人日本ミャンマー豊友会	事業年度	R2年4月1日～R3年3月31日
-----	---------------------	------	------------------

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員会費収入	530,000 円
賛助会員会費収入	0 円
寄付金収入	6,172,956 円
受取利息収入	103 円
雑収入	860,000 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	7,563,059 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

[illegible][illegible][illegible]

法人名	特定非営利活動法人日本ミャンマー豊友会	事業年度	R2年4月1日～R3年3月31日
-----	---------------------	------	------------------

- 3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
サンクラスタ㈱	岡山県倉敷市中島 1472-1	1,505,000 円	寄付金
(有)しいがる企画	京都府京都市山科区竹鼻 竹ノ街道町63番地45	1,000,000 円	寄付金
NPO 東洋医学推進協会	愛知県名古屋市中村区春 岡通 5 丁目 29-11	1,000,000 円	寄付金
(株)ハートメディカルグループ HD	愛知県あま市七宝町桂親 田2027	600,000 円	寄付金
辻 博之	愛知県名古屋市中村区名 駅 1-1-1 JP タワー名古屋 12 階	250,000 円	寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
TOM TOM MYANMAR	50th Street Condominium, Room No.302, Building (B), 50 Street (lower block), Botathaung Township, Yangon, Myanmar.	578,180	日本語教室講義料金
Zaw Min	Mala Myaing Road Plot No.60, Yankin Townships, 15th Ward, Yangon, Myanmar.	271,694	現地職員人件費
(株)ヒライブプロジェクト	岐阜県各務原市蘇原瑞雲町 3 丁目 32-1	242,000	広報活動費用
Shibata Kyoko	174(B) Taung Chay street, Forest quarter, Taunggyi, Shan State, Myanmar	100,000	申請代行費
Golden Support Service Co., Ltd.	No.35/A Boe Yar Zar Street. Yankin Township, Yangon, Myanmar.	94,995	MOU・NGO 申請経費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

法人名	特定非営利活動法人日本ミャンマー豊友会	事業年度	R2年4月1日～R3年3月31日
-----	---------------------	------	------------------

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄付の目的等	支出した寄附金額
2020年7月20日	Parami Development Network	no. 18, WestMyopatlan, ZaypineQuarter, Taunggyi, SoutherShanShanState, Myanmar	ミャンマー保育園児へ日本の絵本の購入と翻訳を行い寄贈	26,220
2020年7月22日	ボウツダディーター尼僧学校(トンテ)	Thumattar 21 Street, 1Ward, NorthOkkalarpa Township, Yangon Division, Myanmar	日本語教室授業料	100,000
2020年7月22日	Parami Development Network	no. 18, WestMyopatlan, ZaypineQuarter, Taunggyi, SoutherShanShanState, Myanmar	Ngo Hla 村保育園建設費用	1,000,000
2020年7月22日	トクヒ)地球市民の会 チン州保育園建設支援	Thumattar 21 Street, 1Ward, NorthOkkalarpa Township, Yangon Division, Myanmar	チン州保育園建設支援	100,000
2020年7月22日	nagomi	no. 18, WestMyopatlan, ZaypineQuarter, Taunggyi, SoutherShanShanState, Myanmar	視覚障害者支援	1,000,000
2020年10月1日	Parami Development Network	no. 18, WestMyopatlan, ZaypineQuarter, Taunggyi, SoutherShanShanState, Myanmar	職業訓練寄宿舎の施設費(第1回目)	2,430,000
2020年10月1日	Parami Development Network	no. 18, WestMyopatlan, ZaypineQuarter, Taunggyi, SoutherShanShanState, Myanmar	Ngo Hla 村保育園管理費	39,114
2020年10月30日	Parami Development Network	no. 18, WestMyopatlan, ZaypineQuarter, Taunggyi, SoutherShanShanState, Myanmar	職業訓練寄宿舎の施設費(第2回目)	3,326,400
2021年1月12日	Parami Development Network	no. 18, WestMyopatlan, ZaypineQuarter, Taunggyi, SoutherShanShanState, Myanmar	職業訓練寄宿舎の施設費(第3回目)	985,305
2021年1月12日	Parami Development Network	no. 18, WestMyopatlan, ZaypineQuarter, Taunggyi, SoutherShanShanState, Myanmar	既設保育園修繕費用(3棟分)	127,719
2021年3月6日	nagomi	No. 70, West Zay Haung Street, Sayar San North/West, Bahan Township.	視覚障害者支援	500,000
2021年3月17日	Parami Development Network	no. 18, WestMyopatlan, ZaypineQuarter, Taunggyi, SoutherShanShanState, Myanmar	日本語教室授業料(TOM TOM MYANMAR)	578,180
	合計			10,212,938 円

法人名	特定非営利活動法人日本ミャンマー豊友会	事業年度	R2年4月1日～R3年3月31日
-----	---------------------	------	------------------

7 海外への送金等に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日〕

実施日	使途	金額
2020/7/22	孤児院の職業訓練事業	100,000 円
2020/7/22	保育園建設資金	1,000,000 円
2020/7/22	視覚障害者の自立支援事業	1,000,000 円
2020/10/1	職業訓練所開設支援金	2,430,000 円
2020/10/1	保育園建設資金	39,114 円
2020/10/1	MOU 申請関連費用	94,995 円
2020/10/1	現地職員給与（8 月、9 月）	31,291 円
2020/10/1	現地職員給与（10 月～12 月）	121,500 円
2020/10/30	職業訓練所開設支援金	3,326,400 円
2021/1/12	職業訓練所開設支援金	985,305 円
2021/1/12	保育園建設資金（修繕費）	127,719 円
2021/1/12	現地職員給与（1 月～3 月）	118,903 円
2021/3/6	視覚障害者の自立支援事業	500,000 円
		円
		9,875,227 円

平成 28 年改正法の施行の際現に旧法の認定又は仮認定を受けている特定非営利活動法人による施行日（平成 29 年 4 月 1 日）の属する事業年度以前における海外への送金等に係る旧法第 54 条第 4 項（旧法第 62 条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出については、なお従前の例によります（平成 28 年改正法附則 8）。

「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

- (1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
- (2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
- (3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

- (1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。
- 個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

3 「3 取引の内容に関する事項」欄

- (1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

4 「4 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 給与の総額等に関する事項」欄

当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

6 「6 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

7 「7 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本ミャンマー豊友会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		☒

イ

項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区 分		①	②	③	④	⑤
①	2年4月1日～3年3月31日	11人	0人	0%	0人	0%
②	31年4月1日～2年3月31日	11人	0人	0%	0人	0%
③	30年4月1日～31年3月31日	11人	0人	0%	0人	0%
④	29年4月1日～30年3月31日	13人	0人	%	0人	0%
⑤		人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

⑤ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	①	②	③	④	⑤	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

⑥ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	①	②	③	④	⑤	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「①」から「⑤」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人日本ミャンマー豊友会	①	②	③	④	⑤	申 請 時
役 員 数		11 人	11 人	11 人	13 人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0 人	0 人	0 人	0 人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0 人	0 人	0 人	0 人	人	人

役員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						就任・退任年月日
				①	②	③	④	⑤	申 請 時	
近藤 秀二	京都府京都市山科区竹鼻竹ノ街道町63-45	理事		○	○	○	○			平成21年12月24日
大木 光章	愛知県豊川市西塚町3丁目28番地	理事			○	○	○			平成21年12月24日 令和1年5月25日 辞任
山田 克彦	岐阜県可児市下恵土1670番地3	理事		○	○	○	○			平成21年12月24日
水谷 緑	愛知県あま市七宝町遠島十坪76番地	理事		○	○	○	○			平成23年4月8日
矢野 雄嗣	名古屋市港区宝神三丁目701番地	理事					○			平成23年4月8日 就任 平成29年5月27日 解任
和田 政実	和歌山県紀の川市南中378番地1	理事		○	○	○	○			平成24年6月9日
両角 容一郎	愛知県北名古屋市中之郷栗島79番地1	理事		○	○	○	○			平成24年6月9日
倉内 博茂	愛知県名古屋市西区押切二丁目1番27号	理事		○	○	○	○			平成24年6月9日
岩田 竜司	愛知県名古屋市港区新茶屋一丁目1404番地	理事		○	○	○	○			平成24年6月9日
栗木 芽衣	東京都杉並区桃井3丁目7番2-505号	理事					○			平成24年6月9日就任 平成29年5月27日 解任
内田 エミ	千葉県我孫子市白山3丁目8番12-103号	理事					○			平成24年6月9日 平成29年5月27日 解任
田畑 孝芳	和歌山県和歌山市吹上4丁目3番26号	理事		○	○	○	○			平成28年5月28日 就任
平井 健司	岐阜県岐阜市水海道2丁目21番3号	理事		○	○	○				平成30年5月26日 新任

三谷原 恒良	岡山県倉敷市堀南 757 番地 16	理事		○					令和2年6 月 4 日新 任
原 芳伸	愛知県刈谷市一里山町 家下 14 番地 1	理事 監事		○	○	○	○		平成 24 年 6 月 9 日理 事就任 平成 25 年 6 月 8 日理 事退任 同日監事 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員の状況」 第 3 表付表 1 記載要領

- 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 「就任等の状況」の「㉔」から「㉞」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉔」から「㉞」については、認定基準等チェック表（第 3 表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉞」）を示したものです。
- この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の 50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

○ 直接に保有する関係

一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）

○ 間接に保有する関係

一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人日本ミャンマー豊友会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	装丁帳簿	毎年 (毎決算時)	10年
現金出納帳	装丁帳簿	毎日	10年
預金出納帳	装丁帳簿	毎日	10年
仕訳日記帳	装丁帳簿	毎日	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本ミャンマー豊友会	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イ及びロの各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。 「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係	第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。 なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㉔」から「㉖」)を示したものです。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人日本ミャンマー豊友会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意
		☒ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書（収支計算書）、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「ホ」欄		③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	特定非営利活動法人日本ミャンマー豊友会
-----	---------------------

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと					チェック欄 ✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
⑧ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

「認定基準等チェック表」(第7表)記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「㉔」から「㉚」については、 認定基準等チェック表(第3 表)のイに記載する各期間 (「㉔」から「㉚」)を示したも のです。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人日本ミャンマー豊友会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります^(注3)）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・ ☒ いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。